



2020年5月29日

各位

会社名 オリンパス株式会社
代表者名 取締役代表執行役社長兼 CEO 竹内 康雄
(コード: 7733、東証第1部)
問合せ先 IR 部門 バイブレンダント 櫻井 隆明
(TEL. 03-3340-2111(代))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を本年7月30日に開催予定の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案の通り、定款第32条（剰余金の配当等の決定機関）および第33条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第33条（剰余金の配当の基準日）および第34条（中間配当）を削除します。また、条文の新設および削除に伴い、条数の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下の通りです。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1条 ↳ (略)	第1条 ↳ (現行どおり)
第6条 <u>(自己の株式の取得)</u>	第6条
第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条 ↳ (略)	第7条 ↳ (現行どおり)
第32条 (新設)	第31条 <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	第32条 <u>当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第 33 条 当社の期末配当基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p><u>(中間配当)</u> 第 34 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第 35 条 (略)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第 33 条 当社の期末配当基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 ② 当社の中間配当基準日は、毎年 9 月 30 日とする。 ③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

本定時株主総会開催日 2020年7月30日(予定)

なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会終結の時をもって発生するものとします。

以上